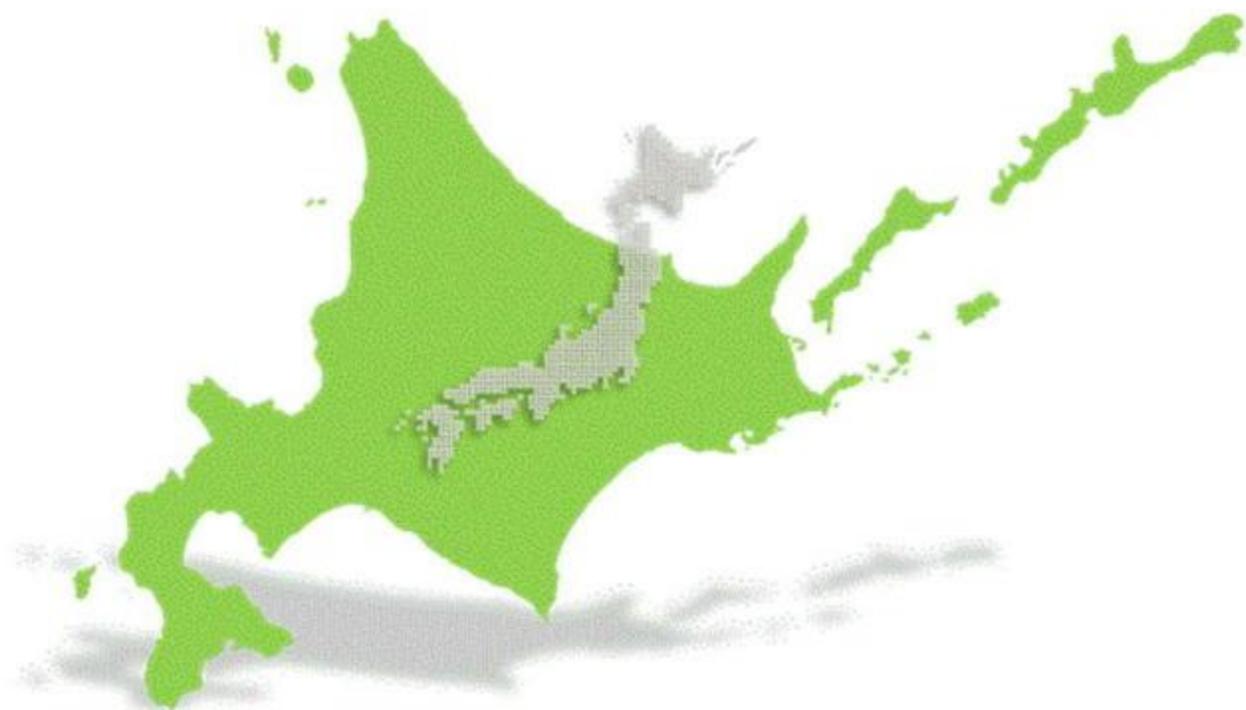


新型コロナウイルス感染症に関する 中小・小規模企業向け 経済・雇用支援策ガイドブック



北 海 道

2020. 4. 30時点版

目次

1. 相談窓口		ページ
	相談窓口の開設	1
2. 事業者向け支援施策		
(1) 支援金		
NEW	休業等の要請にご協力頂き感染リスク低減に取り組む事業者の皆様への支援金のお知らせ	2~3
(2) 当面の資金繰り支援		
NEW	中小企業総合振興資金 (新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資)	4~6
(3) 小規模企業に対する伴走型経営支援		
NEW	①感染予防対策普及	7
NEW	②地域の取組に対する支援	8
NEW	③宿泊事業者に対する支援	9
NEW	④感染拡大防止ガイドラインの策定普及	10
	⑤専門家派遣	11
	⑥持続化補助金に対する上乗せ支援	12
(4) 需要回復に向けた取組への支援		
	①企業・団体の取組事例発信	13
NEW	②食と観光需要確保緊急対策事業	14
	③道産品消費回復緊急対策費	15
	④北海道国際ビジネスセンター相談窓口	16
3. 雇用に関する支援施策		
NEW	①オンライン就職活動緊急支援事業	17
NEW	②「NO! 3密」就活応援宣言(企業・団体の取組事例発信)	
	③勤労者福祉資金の保証料免除	18
NEW	④『北海道短期おしごと情報サイト』	19

相談窓口の開設

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴い、中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、「新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室」を設置しているほか、お問い合わせ内容に応じ、関係団体とも連携の上、各種相談窓口を開設しています。お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
経営・金融 特別相談室 以下QRコード からもご確認 いただけます 	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30 休日：9:00～17:00	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課	平日：8:45～17:30	電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	電話：0154-43-9182		
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：//	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105

※国・関係団体の経営相談窓口については下記QRコードをご参照ください

【平日のご相談】

【休日のご相談】



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月25日(土)から5月6日(水)までの期間、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、支援金を支給します。

支援金のお支払いにあたっては、下記の期間中に、次のご協力を頂くことが支援の前提となります。

ご協力をお願いする期間

・ 4月25日(土) から 5月6日(水) まで

※感染症の状況により、休業等の要請期間が延長される場合も想定されますが、延長された期間についても申請書に記載の休業、酒類提供時間の短縮が必要です。

休業要請等の対象施設の範囲

- ・ キャバレー、ナイトクラブなどの遊興施設等、体育館などの運動・遊技施設、劇場等、博物館などの集会・展示施設、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗などの商業施設、大学、学習塾等、文教施設。
- ・ 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「施設の使用停止対象施設一覧」をご確認ください。

※URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm>

ご協力をお願いする内容・支援額

要件		支給額
① 休業要請を受けた施設を休業すること	② 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと	30万円 (法人)
		20万円 (個人事業者)
酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行うこと		10万円 (法人・個人事業者問わず)

- ・ 北海道内で対象施設を管理する法人(中小企業に限らず、大企業等も含まれます。)又は個人事業者が申請者となります。
- ・ 道内に対象施設があれば、道外に本社がある法人であっても支給対象となります。
- ・ 複数の施設を管理している事業者は、全ての対象施設で取組を行うことが必要です。
- ・ 令和2年4月24日時点で、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理している事業者が対象です。

申請期間

令和2年4月30日(木) から 7月31日(金) まで

※ 電子申請も受け付けます。(申請サイトは現在準備中です。5月7日(木)以降、北海道公式ホームページにおいて、開設時期をお知らせします。)

ご注意

ご協力をお願いする期間中に、休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことがわかる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となりますので、休業等中に保存・記録しておいて下さい。

支援金支給の申請に必要な書類

- ① 申請書（北海道公式ホームページから印刷できない場合は、道庁本庁舎1階の道政広報コーナー、総合振興局・振興局で配布します）
- ② 営業の実態が確認できるもの
対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。
- ③ 業種・業態が確認できるもの
施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真
- ④ 休業等の状況が確認できるもの
対象期間中に休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど
- ⑤ 感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの
申請受付要項2ページの3（2）に記載する申請書下段の「感染リスクを低減する取組」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できるもの
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 通帳の写し
- ⑧ 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】

書類の詳細は「申請の手引き」でご確認ください。

対象施設・対象事業者

- ① 道が休業要請を行った施設について、要請を受けて休業した事業者。
 - ・ 1つの施設内に、休業等を要請する施設としない施設が併設され、明確に区分されている場合、休業等要請の対象となる施設を休業等した場合は支給対象。
 - 【例】ア 宿泊施設の中に休業要請の対象となる「集会の用に供する部分（宴会場）」がある場合
イ 銭湯の中に休業要請の対象となる「サウナ」がある場合
 - ・ 休業要請の対象施設において、複数の個人事業者が1つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に1事業者分を支給します。
 - 【例】複数のネイリスト（個人事業者）が1つのサロンで営業している場合
 - ・ 出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設が特定できない場合は、施設の感染防止対策に主体的に携わることができないため、支援金の支給対象外。
 - 【例】マッサージ店(国家資格有資格者が治療を行うものを除く)は、休業要請の対象であるが、ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合は、当該事業者が管理する施設が特定できないため、対象外。
- ② 道が酒類の提供時間の短縮要請（19時まで）を行った食事提供施設（飲食店）について、要請を受けて、その対応（提供時間短縮）を行う事業者。
 - ・ 従来から酒類を提供していない飲食店及び従来から通常19時以降に営業を行っていない飲食店は、支援金の対象外。

お問い合わせ

【休業要請専用ダイヤル】 011-206-0104 又は 011-206-0216

【申請書・手引きダウンロード】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm>

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設しました。

○据置最大5年間や、一定の要件を満たした場合に3年間の無利子化及び保証料の減免を実施。

融資条件

	①国準拠	②道特別
資金使途	事業資金	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	3,000万円以内	3,000万円以内
融資利率	【固定金利】 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	
取扱期間	令和2年5月1日（予定）から令和3年1月31日まで ※令和2年12月31日までに保証申込みが完了している必要があります。	
借換	保証付き融資からの借換が可能 （一部対象外の場合があります）	保証付き道制度からの借換が可能

①、②を合わせて最大6,000万円まで融資の申込が出来ます。

②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

制度概要

・据置最大5年

・以下の要件を満たせば、

当初3年間の利子と全期間の保証料がゼロになります。

	売上減少15%以上	売上減少5%以上15%未満
個人事業主 （事業性あるフリーランス含む、 小規模企業者(*)に限る)	当初3年間の金利ゼロ 融資期間中の保証料ゼロ	
上記を除く中小企業者	当初3年間の金利ゼロ 融資期間中の保証料ゼロ	融資期間中の保証料半額

※小規模企業者（従業員20人（商業・サービス業は5人）以下）

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の方に皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
- 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】

※融資条件を拡充しました。

融資対象（4）の売上高減少：10%減少 → **5%減少**

融資金額：1億円以内 → **2億円以内**

融資期間：据置2年以内 → **据置3年以内**

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】																				
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (4) 最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少している中小企業者等																				
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）																				
融 資 金 額	2億円以内																				
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）※1																				
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% （融資期間が3年を超えるものに限る）																				
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります																				
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします																				
保 証 料 率	●一般保証適用の場合 経営状況に応じて年0.45%～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引） 特別小口保険適用の保証 年0.72% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引） ●そのほかの保証適用の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">経営安定関連保証適用の場合</th> <th rowspan="2">危機関連保証適用の場合</th> </tr> <tr> <th>セフィネット4号</th> <th>セフィネット5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の保証</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.70%</td> </tr> <tr> <td>無担保保険適用の保証</td> <td>年0.68%</td> <td>年0.58%</td> <td>年0.68%</td> </tr> <tr> <td>特別小口保険適用の保証</td> <td>年0.48%</td> <td>年0.41%</td> <td>年0.48%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合	セフィネット4号	セフィネット5号	普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%	無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%	特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%
区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合																		
	セフィネット4号	セフィネット5号																			
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%																		
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%																		
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%																		
取 扱 金 融 機 関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合																				

※1 融資対象(3)については、据置が2年以内となります。

2. 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）

中小企業者等の緊急的なつなぎの資金繰りを支援するため、短期資金の貸付を実施しています。

【融資対象】 (1)最近1か月の売上高が、前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者等
 (2)業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高と比べ5%以上減少している中小企業者等
 (3)中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等

【融資金額】 8,000万円以内

【融資期間】 1年以内

【融資利率】 1.0%

【信用保証】 すべて保証協会の保証付きとします

【保証料率】 ●一般保証適用の場合

経営状況に応じて年0.40%～1.71%

●そのほかの保証適用の場合

区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合
	セーフティネット4号	セーフティネット5号	
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%

【保証料補助】 本貸付による借入に際し信用保証協会に支払った信用保証料を道が補助します。

・小規模企業で売上▲15%以上：保証料の全額

・上記以外：保証料の1/3

【取扱期間】 令和2年4月1日～令和2年9月30日

申込方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、セーフティネット保証または危機関連保証の利用に際して市町村長から認定を受けた方については、「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

(注) 金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P1ご参照）

飲食事業者等が感染拡大防止と社会経済活動を両立の上、事業継続できるよう支援します。

事業概要

【実施主体】

- ・道（広告代理店委託）

【対象業態】

- ・飲食業（レストラン、居酒屋、スナック等）等

【主な取組】

- ・Web上情報提供：感染予防対策解説動画や店舗内掲示素材の作成・配信、感染予防のWeb上セミナー
- ・周知等：リーフレット作成・配布

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課
TEL：011-204-5308

商店街など地域の商工団体等が実施する感染症拡大防止対策や巣ごもり消費等に対応した販売促進等の取組を支援します。

事業概要

【事業主体】

- ・商店街、商工会・商工会議所等の商工団体
- ・商工団体等と同一の市町村内の事業者等で構成する任意組織
- ・同一市町村内の複数の事業者等で構成する任意組織。ただし、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

【事業内容】

事業主体が行う下記の取組に対して支援する。

- ・感染予防：消毒液等消耗品購入費、消毒液散布等
- ・設備整備：共用施設等の3密を防ぐための設備整備や修繕等
- ・販売促進：販促チラシ・ポスター、クーポン付きガイドの作成等

【補助内容】

- ・補助率：3/4以内
- ・補助上限：1団体当たり100万円

【募集時期】

5月下旬より募集開始（予定）

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課商業振興係
TEL：011-204-5340

宿泊事業者等の感染予防対策に係る取組を支援します。

事業概要**【補助対象者】**

- ・ 宿泊事業者等

【主な取組】

- ・ 衛生関連機器等補助：感染予防に向けた衛生関連機器等の導入支援
[対象経費] 衛生関連機器等の購入・設置に係る費用

【補助内容（詳細検討中）】

- ・ 補助率：3/4以内
- ・ 補助上限：1施設あたり200万円

【お問合せ先】

北海道経済部観光局[受入体制整備]

TEL：011-204-5303

密閉、密集、密接のいわゆる「3密」が発生しやすく、オンラインによる代替対応が困難な業種における感染拡大防止の取組を支援します。

事業概要

【対象業種】

- ・ホテル・旅館業界（宴会部門）
- ・ライブ・エンターテインメント業界
- ・バス・タクシー業界

【支援内容】

- ・各業種における協会・組合等の団体による感染拡大防止ガイドラインの策定及び普及啓発に対する支援（3業種に対し、各々定額1,000万円）
- ・ガイドラインに沿った取組を実践する事業者等に給付金を業界団体から支給（各事業者等に対し、定額25万円）

【お問合せ先】

（ホテル・旅館業界（宴会部門））
北海道経済部観光局[観光政策]
TEL：011-204-5302

（ライブ・エンターテインメント業界）
北海道経済部経済企画局経済企画課
TEL：011-204-5140

（バス・タクシー業界）
北海道総合政策部交通政策局交通企画課
TEL：011-204-5163

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小・小規模企業に対し、専門家を派遣し、事業活動の継続に向けた支援を行います。

制度概要**【相談体制】**

- ・道（本庁及び各（総合）振興局）、（公財）中小企業総合支援センター等による相談窓口で受付

【地域支援】**・専門家派遣**

相談内容に応じ、必要な専門家を**無料で派遣**（500社×2回）
（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士 など）

【取組展開】

- ・事業活動継続のヒントとなる事例の普及・啓発により、道内中小・小規模企業へ効果を波及

4月下旬より募集開始（予定）

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課
TEL：011-204-5331

2. (3) ⑥

持続化補助金に対する上乗せ支援

(新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている小規模事業者が、国の補助金（※）を活用して行う販路開拓等の取組に対して支援します。

※小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援するもので、影響を受ける事業者へ優先的な支援（採択審査において加点措置）を実施。3月10日より公募開始。

【基本情報】

対象：小規模事業者等

補助上限：50万円

補助率：2/3

【想定される活用例】

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
 - ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する
- ※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

制度概要

国の補助に上乗せを行い、事業者の負担を軽減します。

※持続化補助金でコロナウイルスによる加点措置を受けた事業者が対象

【負担割合】

国：2/3（直接）、道：1/12（上置）、事業主体：1/4

【補助上限】

6.25万円（国の補助上限50万円の場合）

【申請時期】

国へ申請した持続化補助金の事業終了後（※切は夏以降数回を予定）

【上乗せの効果】

事業費75万円の場合

国 50万円	道 6.25万円	自己負担 18.75万円
2/3	1/12	1/4

小規模事業者の自己負担が25万円から18万7,500円に軽減

※商工会・商工会議所を通じ、国の持続化補助金に申請する事業者に対し、4月中に申請時期や概要等を記載したチラシを配布予定

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5332

感染拡大に配慮しつつ、新たな業態への挑戦やITを生かした取組などにより、需要を回復させる企業や団体の取組事例を紹介していますので、参考にいただければ幸いです。

制度概要

現在次のような事例を道のHPでご紹介しています。

1. 感染予防・拡大防止
 - ・ビュッフェレストランで、食器類やカトラリーの高温洗浄、食事用と例の除菌洗浄を実施。ご希望のお客様対象に個人用の取り分け用のトング、取り箸の提供、また料理をパックに詰めて、部屋に料理を持ち帰りいただくサービスを実施。【ホテル業】
 - ・乗務員が手洗い、手指用アルコールでの消毒、乗務中も含めたマスクの着用を行うほか、乗客の降車ごとに車内の換気や消毒液散布を徹底。カバン発生装置による除菌なども定期的実施。【旅客自動車運送業】
 - ・札幌本社において、従業員の在宅勤務比率30%を目標に、在宅での業務に必要なパソコンディスプレイやIT周辺機器を配布。また、コールセンターについても、情報セキュリティや執務環境を確保した上で、在宅勤務を導入。【生命保険業】
 - ・就職活動イベントなどの中止により企業情報などが十分に得られない学生のために、団体のHPでものづくり系出前授業を配信。【経済団体】
2. 消費喚起・販路開拓
 - ・キャンセルが相次ぐ地元の飲食店を支援するためインターネットで資金を集めるクラウドファンディングを開始。【飲食業】
 - ・宿泊用の客室をテレワークの拠点として使ってもらう特別プランの販売を開始。【ホテル業】
 - ・商工会議所のHPに「緊急在庫処分SOS!」というタイトルの専用ページを立ち上げ、イベント中止や来店客の減少により売上低迷や過剰在庫を抱える企業と消費者などを仲介し、売上回復、販路確保を支援。【経済団体】
 - ・プレミアム商品券等の取組【道内市町村】
3. 業界団体のガイドライン等
 - ・ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
 - ・ネイルスクール及びネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【(NPO法人)日本ネイリスト協会】
 - ・エステティックサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【(NPO法人)日本エステティック機構】
 - ・外食産業のための新型コロナウイルス感染症対策【(一社)日本フードサービス協会】
 - ・フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン【(一社)日本フィットネス産業協会】
 - ・学習塾等における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について【(公社)全国学習塾協会】
4. 特集コラム
 - ・個別企業へのインタビュー内容
5. 注目記事
 - ・規制緩和などの情報
6. 北海道IT産業からの提案
 - ・企業経営をサポートする道内IT技術

下記QRコードからもご確認いただけます。



詳細は、

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課

TEL : 011-204-5336

掲載内容は随時更新してまいりたいと考えておりますので、掲載を希望する企業、団体等がいらっしゃいましたら、産業振興課までご連絡いただけますと幸いです。

道産品の消費回復と新型コロナウイルス感染症収束後に向けた道内観光需要の下支えを目的としたキャンペーンを展開します。

事業概要

【事業内容】

- 道産品消費回復緊急対策事業（次頁参照）の通販サイトにおける道産品購入者等を対象として、道内宿泊券等が当たる道内観光下支えキャンペーンを実施。

【実施時期】

令和2年6月から7月（キャンペーン期間）

【お問合せ先】

北海道経済部観光局[誘客推進]
TEL : 011-204-5306

道内の食品製造事業者の商品を全国の皆様に買い支えていただき、道産品の消費回復を図ることを目的に、通販サイトによる道産品の販売キャンペーンを実施します。

制度概要

【事業内容】

■キャンペーンサイト：楽天市場、Yahoo!ショッピング、47CLUB

■割引サービス：

商品20%割引。また、送料が別途かかる商品については、3,000円（税込み）以上お買い上げで送料無料。

■出品商品の構成：

- ①地域の味をお届け（振興局・市町村・道の駅のセット商品）
- ②どさんこプラザお薦めギフト商品
- ③北海道認定商品（北のハイグレード・きらりっぶ等）
- ④季節の旬の商品（農産物、水産物）
- ⑤全道各地からの公募商品など

■出品商品の公募：第3期及び第4期に出品する商品について、ホームページで商品を募集。

※1事業者3商品まで。申し込みは最寄りの（総合）振興局産業振興部
商工労働観光課へメールで応募

※出品募集ホームページ

北海道経済部食関連産業室：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/syouhinbosyu.htm>

（一社）北海道貿易物産振興会：<http://www.dousanhin.com/>

■受託者：北海道貿易物産振興会及び北海道百科のコンソーシアム

【実施時期】

令和2年4月27日から令和2年7月31日まで

第1期：4月27日～5月10日	※4月27日（月）正午キャンペーン開始
第2期：5月11日～5月31日	※キャンペーンの期ごとに割引原資を設定。期間中に設定額を
第3期：6月 1日～6月30日	超えた場合は、時期キャンペーン開始まで通常価格で販売。
第4期：7月 1日～7月31日	

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業室販路拡大係

TEL：011-204-5766

2. (4) ④ 北海道国際ビジネスセンター相談窓口

北海道国際ビジネスセンターでは、道内で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関連して、中小企業支援の一環として、道内企業等からの各種相談を受け付けております。

相談内容

新型コロナウイルス感染症の影響による、海外との取引等についての各種相談
(貿易、資金回収、商品未着トラブルなど)

※中国との貿易実務に精通したアドバイザーが対応します

※その他の国については、関係機関との連携により対応いたします。

※感染拡大防止のため、電話、メール、ファックスによりご相談ください

【お問合せ先】

北海道国際ビジネスセンター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階

TEL 011-251-2700 FAX 011-251-2629

E-mail hibc@dousanhin.com

URL <http://www.dousanhin.com/hibc/>

新型コロナウイルスの影響により、満足な就職活動を行えない就活生等若年求職者に対し、オンラインセミナーの実施や、オンライン合同企業説明会の開催により、感染拡大の防止を図りながら若年者の就職活動及び企業の採用活動を支援します。

事業概要

アンケートや質疑応答等、双方向のやりとりが可能であるライブ配信型のサービスを活用し、PCやスマホを通じて、どこからでも視聴可能なオンラインセミナー・オンライン合同企業説明会を開催。

1 オンラインセミナー

- 【概要】** ○就職活動の進め方、自己分析、模擬面接等、求職者に対する就職支援セミナーを開催
○開催後の視聴ができるよう、セミナーを録画し、HP等で公開
- 【開催時期】** 通年
- 【対象】** 翌年4月の新規採用希望者（高校生、大学生）等

2 オンライン合同企業説明会

- 【概要】** ○各企業が順番にPRを実施できる、オンライン合同企業説明会を開催
○参加企業は100社程度、1社あたり30分の持ち時間を想定
○求職者は、同時に100名接続が可能
- 【開催時期】** 6月上旬（予定）
- 【対象】** 求職者：翌年4月の新規採用希望者（大学生）等
企業：道内中小企業等

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係
TEL：011-204-5099

「NO! 3密」就活応援宣言 (企業・団体の取組事例発信)

道内企業・団体におけるソーシャルディスタンスを保って行う採用活動（オンラインセミナー・オンライン合同企業説明会）を推進するため、『「NO! 3密」就活応援宣言』と題して、道内企業・団体の取組内容を一元化し、ホームページで発信します。

事業概要

道内企業・団体におけるソーシャルディスタンスを保って行う採用活動（オンラインセミナー・オンライン合同企業説明会）の取組内容を一元化し、道のホームページで発信。

1 発信内容

- (1) 道内就職希望の学生向けのオンラインセミナー・オンライン合同企業説明会等の開催情報
(2) 道内企業の採用活動のオンライン移行を支援する道内企業・団体の紹介

2 取組の情報について

ホームページに掲載する情報は、道内企業や経済団体等の協力を得ながら、順次更新予定。

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係
TEL：011-204-5099

勤労者福祉資金の保証料免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、休職を余儀なくされた勤労者の方々を支援するため、道の勤労者向け融資制度である「勤労者福祉資金」に関して、一定期間、保証料を免除します。

※勤労者福祉資金について

道内に居住する中小企業従業員（育児・介護休業者を含む）、非正規労働者、季節労働者及び離職者に対して、生活の安定と福祉の向上を図るため、医療、教育等の生活資金を低利で融資する制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【期間】

令和2年3月5日～令和2年9月30日までの受付分まで

【内容】

勤労者福祉資金の対象者で、中小企業で働く方、非正規労働者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、休職を余儀なくされた方に対する融資の保証料を免除する。

（保証料率：0.5% → 0%）

【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

【留意事項】

新型コロナウイルス感染症の影響に該当するかの判断基準として、事業主による休業証明書を求めるものとする。

なお、子どもの一斉休校に伴う休業者については、家庭内に小学生以下、または特別支援学校（高校まで）に通う子どもがいることを確認できる書類（健康保険証の写し等）があれば、休業証明書は不要

【お問合せ先】

取扱金融機関に直接お問い合わせいただくか、北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）

または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所まで

感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、北海道短期おしごと情報サイトを開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあつて短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

人材不足の企業の皆様 **社会貢献・副業**したい皆様 **雇用維持**したい企業の皆様

北海道短期おしごと情報サイト

をご活用ください

【活用方法】

北海道庁
「短期おしごと情報サイト」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



① 求人情報登録

オンラインフォームで
簡単登録（約5分）

求人情報一覧
サイトからDL可



② サイト閲覧

リストから条件に合う出向先を
自由に選択可能

人材不足の企業等
農業、食品加工業、運送等

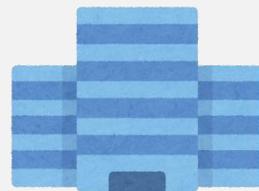


③ 連絡・調整・就労

短期バイト、出向契約等



社会貢献・副業したい方
雇用維持したい企業等
宿泊業、飲食業、製造業等



- ・各求人情報には問合先が記載されておりますので、直接、求人先までお問い合わせください。
- ・受入が確定しましたら、実績把握のため、道にご連絡ください。
- ・就労する際は、新型コロナウイルス感染予防に十分にご留意ください。
- ・企業から出向という形態をとった場合でも、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL：011-251-3896